

別記様式（第3条関係）

北海道教育委員会教育長告示第46号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和6年4月1日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

（教育委員会所管分その6）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>北海道市町村立高等学校等就学支援事業（事務費補助金） 市町村立高等学校等の設置者（以下この項において「学校設置者」という。）が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、高等学校等就学支援金（以下この項において「就学支援金」という。）に関して行う事務の執行に要する費用に充てることにより、事務の円滑な実施に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>就学支援金に関する事務を行う学校設置者</p>	<p>就学支援金に関する事務の執行に要する経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬（地方公務員法に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に係るものに限る。） 2 給料（会計年度任用職員に係るものに限る。） 3 時間外勤務手当（会計年度任用職員に係るものに限る。） 4 期末手当（会計年度任用職員に係るものに限る。） 5 勤勉手当（会計年度任用職員に係るものに限る。） 6 通勤手当（会計年度任用職員に係るものに限る。） 7 共済費（会計年度任用職員に係るものに限る。） 8 旅費 9 消耗品費 10 印刷製本費 11 通信運搬費 12 保管料及び手数料 13 委託料 14 使用料及び賃借料 15 その他、就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として教育長が認める経費 	<p>10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 別に指示する様式</p>	<p>教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 教育庁学校教育局 高校教育課</p>	<p>教育長</p>	